東海市農業委員会総会議事録

１　日時及び場所

日　時　　令和８年（２０２６年）７月１７日（金）

開会　　午後２時

閉会　　午後２時２０分

場　所　　東海市役所（３０２会議室）

２　出席委員（１６人）

農業委員

１番	久　野　光　洋	２番	櫨　　順　一
３番	坂　　康　彦	４番	坂　　真　知
５番	荒　谷　　知	６番	加　古　勝　巳
７番	蟹　江　永　規	８番	太　田　錦　臣
９番	澤　木　　眞	１０番	早　川　峰　子
１２番	小　野　直　之		

農地利用最適化推進委員

北地区	土　方　秀　永	北地区	小　野　剛　憲
南地区	大　村　泰　誉	南地区	井　村　真　道
南地区	今　津　英　伸		

３　欠席委員（２人）

１１番	小　島　康　嗣	北地区	山　中　正　直

４　職務のため会議に出席した事務局職員

事務局長	竹　内　直　広	統括主任	平　松　久　知
主　任	菅　家　健　司	主　事	林　　美　波

５　傍聴者の数

なし

６　議事日程

別紙「定例総会議事日程」のとおり

７　議　　事

（久野　光洋会長（以下「会長」という。））

それでは、ただいまから、７月の農業委員会総会を開会いたします。ただいまの農業委員の出席は１１人で、本日の総会は成立いたします。

ただいまの農地利用最適化推進委員の出席は５人です。

（会　長）

日程１「議事録署名委員の指名」を議題といたします。

お諮りします。議事録署名委員は、会長の指名とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

（会　長）

御異議なしと認めます。議事録署名委員には、議席番号１０番早川　峰子委員、同じく１２番小野　直之委員を指名いたします。

（会　長）

日程２「会期」を議題といたします。

お諮りします。今月の総会の会期は、本日１日としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

（会　長）

御異議なしと認めます。会期は本日１日と決定いたしました。

（会　長）

日程３　議案第２４号「農地法第５条（知事）」を議題といたします。

事務局から説明を求めます。

（事務局）

議案第２４号「農地法第５条（知事）」１ページから２ページを説明させていただきます。

件数は４件で、田１，５５６㎡、畑１，８３６㎡の合計３，３９２㎡です。

申請番号１４２号は、申請者は現在高横須賀町成宝新田で駐車場を所有していま

すが、受注業者が増え、駐車場が不足するため、新たに駐車場用地を確保するものです。農地区分は、第１種農地です。

申請番号１４３号は、申請者は現在賃貸住宅に住んでいますが、子どもができ手狭になったため、祖母所有地に分家住宅を建築するものでございます。農地区分は、第１種農地です。

申請番号１４６号は、申請者は名古屋市緑区で建設業を営んでおり、事業の拡大に伴い、資材の保管スペースが不足しているため、資材置場として申請地を借りるものでございます。農地区分は、第３種農地です。

申請番号１５０号は､申請者は富木島町で機械器具設置工事業を経営していますが､敷地を返却するよう依頼があり、新たに工場用地を取得するものでございます。農地区分は、第１種農地です。

全て許可要件を満たすため、許可できるものです。資力、信用等に問題はございません。

以上です。

（会　長）

次に、養父高地区担当委員から意見をいただきます。

申請番号１４２号、１４３号について、太田　錦臣委員お願いします。

（太田　錦臣委員）

申請番号１４２号、１４３号については、申請地を現地確認したところ、隣接農地に影響を及ぼさないと考えられますので、特に問題はありません。

（会　長）

次に、富木島地区担当委員から意見をいただきますが、山中　正直委員が欠席のため、代理で申請番号１４６号について、櫨　順一委員お願いします。

（櫨　順一委員）

申請番号１４６号については、申請地を現地確認したところ、隣接農地に影響を及ぼさないと考えられますので、特に問題はありません。

（会　長）

次に、加木屋地区担当委員から意見をいただきます。

申請番号１５０号について、井村　真道委員お願いします。

（井村　真道委員）

申請番号１５０号については、申請地を現地確認したところ、隣接農地に影響を及ぼさないと考えられますので、特に問題はありません。

（会　長）

ただいまから質疑に入ります。御発言のある方は挙手願います。

（会　長）

御質問、御意見もないようですので、これで質疑を終わります。これより採決いたします。

お諮りします。本案は許可相当の意見を付して進達することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

御異議なしと認めます。よって議案第２４号は許可相当の意見を付して進達することにいたしました。

（会　長）

日程４　議案第２５号「現況証明（農委処分)」を議題といたします。

事務局から説明を求めます。

（事務局）

議案第２５号「現況証明（農委処分)」３ページをご説明させていただきます。

件数は１件で、畑２２３㎡でございます。

申請番号１３６号は、申請地は平成９年から、宅地の一部として利用しており、農地性が２０年以上ないことを確認し、証明するものでございます。

以上です。

（会　長）

次に、富木島地区担当委員から意見をいただきますが、山中　正直委員が欠席のため、代理で申請番号１３６号について、櫨　順一委員お願いします。

（櫨　順一委員）

申請番号１３６号については、申請地を現地確認したところ、特に問題はありません。

（会　長）

ただいまから質疑に入ります。御発言のある方は挙手願います。

（会　長）

御質問、御意見もないようですので、これで質疑を終わります。これより採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり証明することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

（会　長）

御異議なしと認めます。よって議案第２５号は、原案のとおり証明することにいたしました。

（会　長）

日程５　議案第２６号「生産緑地法従事者証明」を議題といたします。

事務局から説明を求めます。

（事務局）

議案第２６号「生産緑地法従事者証明」４ページをご説明させていただきます。

件数は１件で、畑４９５㎡です。

申請番号１４１号の買取理由は、主たる従事者の故障によるもので、故障前は農業に従事していたものです。

以上です。

（会　長）

ただいまから質疑に入ります。御発言のある方は挙手願います。

（会　長）

御質問、御意見もないようですので、これで質疑を終わります。これより採決いたします。お諮りします。本案は、原案のとおり証明することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

（会　長）

御異議なしと認めます。よって議案第２６号は原案のとおり証明することにいたしました。

（会　長）

日程６　報告第２１号「農地法第３条の３（相続等による権利移動）」から、日程９　報告第２４号「農地法第１８条（通知）」までの４件を一括議題といたします。

事務局から説明を求めます。

（事務局）

始めに、報告第２１号「農地法第３条の３（相続等による権利移動)」５ページから７ページを説明させていただきます。

件数は４件で、田１，３７４㎡、畑３，１２２㎡の合計４，４９６㎡です。相続により所有権を取得したもので、あっせん希望はありません。

続きまして、報告第２２号「農地法第４条（届出)」８ページを説明させていただきます。

件数は２件で、畑７０９㎡です。転用目的は、駐車場１件、住宅建築１件です。

続きまして、報告第２３号「農地法第５条（届出)」９ページを説明させていただきます。

件数は、使用貸借権が２件で、畑６５７㎡です。

転用目的は、長屋住宅１件、住宅建築１件です。

続きまして、報告第２４号「農地法第１８条（通知)」１０ページを説明させていただきます。

件数は１件で、畑１９３㎡です。

賃借人からの申出で、賃借権を解除するものです。

以上です。

（会　長）

ただいまから質疑に入ります。御発言のある方は挙手願います。

（櫨会長職務代理）

申請番号１２２号について、違反転用の疑いがあったがどうであったか。

（事務局）

申請が出て効力が出てからの工事のため違反転用には当たらないものです。

（会　長）

申請番号１１９号から１２１号は死亡からだいぶ時間が経っているが、問題はないか。１０か月くらいが期限ではなかったか。

（事務局）

相続税のように期限はありませんので、相続登記が終わり次第提出いただければ問題ありません。

（小野　直之委員）

申請番号１１８号はブルーベリーが植えられていたが､今後はどうするつもりか。

（事務局）

次の予定については聞いていません。

（会　長）

他に御質問、御意見もないようですので、日程６　報告第２１号「農地法第３条の３（相続等による権利移動)」から、日程９　報告第２４号「農地法第１８条（通知)」までの４件を終了いたします。

（会　長）

以上で、本日の議事日程は、全て終了いたしました。

これを持ちまして、総会を閉会いたします。御協力ありがとうございました。

この議事録は、農業委員会事務局統括主任平松久知が作成したものを、事務局長竹内直広が校閲したものであるが、内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

会　　長　久野　光洋

署名委員　早川　峰子

署名委員　小野　直之